

随意契約理由書

本工事は令和6年6月18日(火)に、担当教員から福祉棟リハビリ実習室及び介護実習室の冷房が効かないとの報告があり、保守点検契約業者に至急連絡し点検を行った結果、室外機の制御盤内に虫が侵入したことにより、接続不良を起こし基盤が損傷し運転不能になっていることがわかりました。

現在、空調設備が故障した当該教室では、福祉科専攻の生徒が週20コマ程度の実習を受けており、ベッド等を使用した専門性の高い実習であるため他の教室で授業を行うことは困難であり、このままでは所定の教育活動ができない等、生徒に不利益が生じるためことに加え、昨今のは異常気象で猛暑が続いており、生徒・教職員等の健康と安全を確保しながら教育活動を行うため速やかに業者と更新工事の契約を締結する必要がある。

以上のことから、本工事については生徒や教職員の体調管理への配慮から直ちに空調機を更新する必要がある、入札による業者決定を行う暇がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を行うものである。

なお、本件は、直ちに機能回復を行わなければ安全性や授業に支障をきたすものであるため、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第10号により比較見積書を省略する。